

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 6 月 10 日

株式会社レアジョブ

2026 年 6 月 10 日

東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号

株式会社レアジョブ

代表取締役社長 中村 岳

株式交換に係る事前開示事項

当社と株式会社学研ホールディングス（以下「学研ホールディングス」といい、当社と学研ホールディングスを総称して、以下「両社」といいます。）は、両社の 2026 年 5 月 15 日付の取締役会において、学研ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 184 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

（1）学研ホールディングスの定款の定め

別紙 3 のとおりです。

（2）交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

学研ホールディングスの普通株式（以下「学研ホールディングス株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

学研ホールディングス株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2026年5月15日)の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における学研ホールディングス株式の終値の平均値(1円未満の端数については四捨五入しております。)は、それぞれ991円、1,017円及び1,058円です。また、学研ホールディングス株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) 学研ホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

学研ホールディングスは、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第3号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) 学研ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

(2) 学研ホールディングスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 当社及び学研ホールディングスにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

ア 当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、学研ホールディングスとの間で、学研ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により学研ホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 学研ホールディングス

ア 学研ホールディングスは、2026年5月15日付の取締役会において、当社との間で、学研ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、

別紙１のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における学研ホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項
(会社法施行規則第184条第1項第5号)

該当事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社学研ホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社レアジョブ（以下「乙」という。）は、2026年5月15日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： 株式会社学研ホールディングス

住所： 東京都品川区西五反田二丁目11番8号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 株式会社レアジョブ

住所： 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.39を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.39株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額：0円

(2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額

(3) 増加する利益準備金の額：0 円

第 5 条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026 年 7 月 31 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第 7 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第 8 条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 14.5 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 8 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

第 9 条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な

影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等、本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、又は(iii) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印
のうえ、各1通を保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都品川区西五反田二丁目11番8号
株式会社学研ホールディングス
代表取締役社長 宮原 博昭



以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印
のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 15 日

乙： 東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号
株式会社レアジョブ
代表取締役社長 中村 岳



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、交換対価の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	学研ホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.39
本株式交換により 交付する株式数	学研ホールディングスの普通株式：2,965,633 株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

学研ホールディングスは、当社株式1株に対して、学研ホールディングス株式0.39株を割当交付いたします。ただし、基準時において学研ホールディングスが所有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する学研ホールディングス株式数

学研ホールディングスは、本株式交換に際して、基準時の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、学研ホールディングスを除きます。）に対して、その所有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の学研ホールディングス株式を割当交付する予定です。交付する学研ホールディングス株式は、学研ホールディングスが所有する自己株式（2,965,633株）を充当する予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、学研ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、学研ホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の学研ホールディングス株式の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の学研ホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記（１）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、学研ホールディングスは、両社から独立した株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）を、当社は、両社から独立した株式会社三菱 UFJ 銀行コーポレート情報営業部財務開発室（以下「三菱 UFJ 銀行財務開発室」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、学研ホールディングスは、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、当社は、両社から独立したシティニューワ法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、学研ホールディングスにおいては、下記４．「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、学研ホールディングスの第三者算定機関である SBI 証券から 2026 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言及び学研ホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、学研ホールディングスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記４．「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である三菱 UFJ 銀行財務開発室から 2026 年 5 月 14 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）」といいます。）、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、当社が学研ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに両社からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び 2026 年 5 月 14 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記４．（３）「当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、本答申書の内容については、両社が 2026 年 5 月 15 日付で公表した「株式会社学研ホールディングスによる株式会社レアジョブの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」（以下「本株式交換プレスリリース」といいます。）の別添の 2026 年 5 月 14 日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の一般株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、当社は、2026 年 2 月 16 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026 年 3 月期の通期連結業績予想の下方修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っております。しかし、本特別委員会は、本業績予想修正は、リスクリング事業における個人・法人向け共に競争環境の激化等による顧客獲得の計画未達及び株

式会社東京インターナショナルスクールグループの株式取得等に伴う一時費用の計上が要因であり、これらの要因は本株式交換の検討とは無関係な市場の動向及び M&A 取引によって生じたものであること、また、本業績予想修正の検討過程及び開示時期について学研ホールディングスの関与又は影響力の行使は認められないこと等を勘案し、本業績予想修正は、本株式交換の検討とは無関係に、東京証券取引所の適時開示基準に従って適切に公表したものであり、本株式交換に関連して又は本株式交換を意図して行われたものとは認められないと判断しております。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、両社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、両社は 2026 年 5 月 15 日の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

学研ホールディングスの第三者算定機関である SBI 証券及び当社の第三者算定機関である三菱 UFJ 銀行財務開発室は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

なお、本株式交換に係る SBI 証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、学研ホールディングスは、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。なお、法人としての三菱 UFJ 銀行は、当社と預金取引や融資取引があり、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）第 13 条の 3 の 2 第 1 項及び銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号。その後の改正を含みます。）第 14 条の 11 の 3 の 3 等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱 UFJ 銀行財務開発室は、預金の受入れ及び融資を行う同行の別部署とは独立した立場から、当社株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、当社は、当社株式の株式価値の分析にあたっては、三菱 UFJ 銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断しております。また、本株式交換に係る三菱 UFJ 銀行財務開発室の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

なお、本特別委員会は、2026 年 2 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において、三菱 UFJ 銀行財務開発室の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として選任することを承認しております。

(ii) 算定の概要

(a) SBI 証券による算定

SBI 証券は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026 年 5

月 14 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。)を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026 年 5 月 14 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29～0.34
DCF 法	0.30～0.43

SBI 証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び SBI 証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。SBI 証券の算定は 2026 年 5 月 14 日までに SBI 証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、SBI 証券の算定は、学研ホールディングスの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SBI 証券が DCF 法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、オンライン英会話の個人向け会員数の減少等により 2027 年 3 月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で減少し、2027 年 3 月期において、EBITDA で対前年度比マイナス 23.0%、営業利益で対前年度比マイナス 100.0%、2028 年 3 月期において、ALT 事業の伸長等により、EBITDA で対前年度比 205.6%、営業利益で対前年度比 348 百万円の大幅な増益を見込んでおります。また、2029 年 3 月期は、オンライン英会話事業の回復により、EBITDA で対前年度比 24.4%、営業利益で対前年度比 47.1%を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(b) 三菱 UFJ 銀行財務開発室による算定

三菱 UFJ 銀行財務開発室は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式

が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析による算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.29～0.34
DCF 分析	0.30～0.44

市場株価分析では、2026年5月14日を算定基準日として、学研ホールディングスについては、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定しております。

DCF 分析では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が2026年4月以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を分析しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、10.00%から12.00%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、本事業計画における財務予測の推移及び期間等を踏まえて永久成長率を-0.50%から0.50%とした上で、継続価値を2,735百万円から3,803百万円としております。また、非事業用資産として、必要運転資金（当社並びにその子会社及び関連会社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金を加算しております。

三菱UFJ銀行財務開発室が、DCF 分析の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AIを用いた教育事業を行う企業の台頭や消費者トレンドの変化により、個人向け英会話事業が苦戦した結果、2027年3月期は売上高が減少し、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが大幅に減少することを見込んでおります。一方で、足元における法人向けリスティング事業と個人向けリスティング事業の区分撤廃といった事業立て直しに向けた組織構造の変革等を通じ、顧客数の増加及びコストの圧縮を実現する予定であることから、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益及びフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。

また、本事業計画は、本株式交換の取引条件の妥当性を検討することを目的として、学研ホ

ールディングスから独立した社内検討体制のもとで策定されたものであり、本事業計画の策定にあたっては、過去の業績や足元の収益状況に加え、教育産業市場の状況、具体的には、働き方改革による余暇の有効活用のほか、近年注目されているリスキリングのトレンドの中で、社会人学習者が増加傾向にある一方、円安や物価高の影響により消費者の生活費が圧迫され、自己投資に充てる金額が減少傾向にあるという状況等を前提としております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	8,970	9,624	10,184
営業利益	0	348	512
EBITDA	284	584	727
フリー・キャッシュ・フロー	180	380	531

(注) 三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき三菱UFJ銀行財務開発室において一切認識されていないことを前提としております。三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は当社による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、提供を受けた情報をそのまま採用しています。三菱UFJ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱UFJ銀行財務開発室は、当社及びその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません(これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。)。本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)において、三菱UFJ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。三菱UFJ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手し得る追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なるため、本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)の内容も大きく変わる可能性があります。本株式交換比率算定書(三菱UFJ銀行財務開発室)は、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、

環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）は、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、及び本株式交換の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本株式交換によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱 UFJ 銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではありません。

2. 学研ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する学研ホールディングスの資本金及び準備金の額は次のとおりとなります。かかる取扱い、学研ホールディングスの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

- ① 増加する資本金の額：0 円
- ② 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い学研ホールディングスが別途定める額
- ③ 増加する利益準備金の額：0 円

3. 交換対価として学研ホールディングス株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、学研ホールディングス株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、学研ホールディングス株式を交換対価として受け取るにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 7 月 31 日（予定）をもって、当社は学研ホールディングスの完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 7 月 29 日に上場廃止（最終売買日は 2026 年 7 月 28 日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる学研ホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1.（1）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月28日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、学研ホールディングスが、2026年5月15日現在、既に当社株式1,903,300株（2026年3月31日時点の発行済株式総数9,845,600株から同日時点の当社の自己株式数297,545株を控除した株式数に占める所有割合にして19.93%）を所有しており、当社が学研ホールディングスの持分法適用関連会社であり、学研ホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

（1）両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

学研ホールディングスは両社から独立した第三者算定機関であるSBI証券を、当社は両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記1.（2）②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（2）両社における独立した法律事務所からの助言

学研ホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び学研ホールディングスの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひは、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

（3）当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

① 設置等の経緯

当社は、2026年2月10日、学研ホールディングスから本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向表明書（以下「初期的意向表明書」といいます。）を受領したところ、学研ホールディングスが当社のその他の関係会社に該当することに鑑み、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月16日、三

原宇雄氏（公認会計士、当社社外取締役（監査等委員） 兼 独立役員）、成松淳氏（公認会計士、当社社外取締役（監査等委員） 兼 独立役員）及び五十嵐幹氏（当社社外取締役（監査等委員） 兼 独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として三原宇雄氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、（a）本株式交換の是非（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か）、（b）本株式交換の取引条件の公正性、（c）本株式交換に係る手続の公正性、（d）上記（a）から（c）を踏まえ、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものであるといえるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、取締役会は、本株式交換に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、取締役会は、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。

あわせて、当社は、本特別委員会に対して、（ア）本特別委員会が自ら交渉を行うこともできるほか、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、（イ）必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含みます。）し、本特別委員会として、当社が選任する外部アドバイザー等を信頼して専門的助言を求めると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができる権限、並びに（ウ）答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

② 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月20日から2026年5月14日までに、合計11回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びにリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所について、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。

その上で、学研ホールディングス及び当社の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置

及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、学研ホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、学研ホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(a) 本株式交換は当社の企業価値の向上に資すると考えられるため、その実施は相当であると思料する旨、(b) 本株式交換の取引条件には公正性が認められる旨、(c) 本株式交換に係る手続には公正性が認められる旨、(d) 上記 (a) から (c) を踏まえると、本株式交換の実施を決定することは当社の一般株主にとって公正なものであると思料する旨の答申書を、2026 年 5 月 14 日付で、委員全員の一致で、当社取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、本株式交換プレスリリースの別添の 2026 年 5 月 14 日付「答申書」をご参照ください。

(4) 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、三菱 UFJ 銀行財務開発室から取得した本株式交換比率算定書（三菱 UFJ 銀行財務開発室）の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が学研ホールディングスとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の資料を踏まえ、学研ホールディングスによる本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか、本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026 年 5 月 15 日開催の当社の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

上記の当社の取締役会においては、学研ホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することに鑑み、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役 7 名のうち、学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏を除く 6 名の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、同じく利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役のうち、谷口正一郎氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

(5) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、学研ホールディングスから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026 年 2 月 10 日に、学研ホールディングスより初期的意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに学研ホールディングスとの協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2026 年 2 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、当社の取締役のうち学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏及び学研ホールディングスの役職員等を兼務又は兼任する当社の従業員については、本株式交換に関して利害関係を有すると考えられることから、当社における本株式交換に関する検討、学研ホールディングスとの協議及び交渉には一切

参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

(6) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、当社が学研ホールディングス以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

別紙3 学研ホールディングスの定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

株式会社学研ホールディングス

沿 革	昭和22年	3月15日	作成	昭和54年11月27日	改正
	昭和23年	5月15日	改正	昭和55年11月27日	改正
	昭和23年	7月 1日	改正	昭和56年11月26日	改正
	昭和23年	7月22日	改正	昭和57年 7月27日	改正
	昭和25年	1月30日	改正	昭和57年11月26日	改正
	昭和26年	1月29日	改正	昭和58年11月29日	改正
	昭和26年	5月30日	改正	平成 元年11月29日	改正
	昭和26年12月20日	改正		平成 2年 6月28日	改正
	昭和33年	3月25日	改正	平成 3年 6月27日	改正
	昭和33年	6月13日	改正	平成 6年 6月29日	改正
	昭和34年	2月25日	改正	平成10年 6月26日	改正
	昭和36年	7月15日	改正	平成11年 6月29日	改正
	昭和36年	8月 3日	改正	平成14年 6月27日	改正
	昭和37年	9月 5日	改正	平成15年 6月27日	改正
	昭和38年	5月30日	改正	平成16年 6月29日	改正
	昭和38年10月 3日	改正		平成17年 6月29日	改正
	昭和38年10月25日	改正		平成18年 6月29日	改正
	昭和39年	9月 1日	改正	平成20年 6月26日	改正
	昭和40年	3月11日	改正	平成21年 6月25日	改正
	昭和40年	5月28日	改正	平成22年12月22日	改正
	昭和42年	5月 1日	改正	平成29年 4月 1日	改正
	昭和47年10月26日	改正		令和 元年12月20日	改正
	昭和48年	2月 8日	改正	令和 2年 4月 1日	改正
	昭和48年	3月26日	改正	令和 4年12月23日	改正
	昭和48年10月29日	改正		令和 6年12月20日	改正
	昭和50年10月28日	改正		令和 7年12月19日	改正
	昭和51年	5月17日	改正		
	昭和51年10月29日	改正			
	昭和52年	3月 1日	改正		
	昭和52年11月28日	改正			
	昭和53年11月28日	改正			
	昭和54年	6月19日	改正		

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社学研ホールディングスと称し、英文では GAKKEN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 出版業
- (2) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
- (3) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、制作及び販売
- (4) 教材、教具、学用品、教育機器の企画、開発、制作及び販売
- (5) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の企画、開発、制作及び販売
- (6) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の企画、開発、制作及び販売
- (7) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の企画、開発、制作及び販売
- (8) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の企画、開発、制作及び販売
- (9) 情報通信機械器具、電子精密機器、コンピューター及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの企画、開発、制作及び販売
- (10) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の企画、開発、製造及び販売
- (11) 教育、学習支援業
- (12) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
- (13) 都市計画、地方計画、環境計画等に関する調査、企画、立案、設計、監理及び助言並びにこれらの請負及び受託
- (14) 建築及び建設に関する業務
- (15) 動植物の飼育栽培並びにその生産物の加工及び販売
- (16) 土地の造成並びに不動産の売買、貸借、管理及び仲介
- (17) 自動車運送取扱事業、旅行業及び旅行代理店業

- (18) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (19) 職業の紹介、斡旋の事業
 - (20) 清掃、警備その他の建物サービス業
 - (21) 各種マーケティング及びコンサルティング
 - (22) 教育施設、保育所及び託児所の経営、運営、設計及び設立企画
 - (23) 労働者派遣業
 - (24) 福祉サービス第三者評価事業及び当該実施機関を紹介する業務
 - (25) ゴルフ場予約代行業務並びにゴルフ会員権の募集及び売買
 - (26) 広告宣伝業
 - (27) 社会保険、社会福祉、介護及び健康増進に関する事業
 - (28) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務
 - (29) アーティスト、タレントの養成及び斡旋
 - (30) 公衆浴場業
 - (31) 医療に関する業務
 - (32) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業
 - (33) 物流に関する業務
 - (34) 通信販売業
 - (35) 各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
 - (36) コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する業務
 - (37) 古物売買業
 - (38) 物品賃貸業
 - (39) 飲食業及び医療・スポーツ・宿泊・売店等の施設の運営・管理
 - (40) 電話、ビル及び車両の管理・運用業務
 - (41) 経理、人事、総務、情報システム及びそれらの周辺関連業務の受託
 - (42) 前各号に掲げる事業に係る物品の輸出入
 - (43) 前各号に関連する役務の提供
 - (44) 前各号に附帯し又は関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業及び前項各号の事業に附帯し又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、159,665,600 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日より3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議及び他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事規則)

第17条 取締役会は、株主総会における議事の方法を定め、株主総会の議事の円滑な運営を図ることを目的として、株主総会議事規則を制定することができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日から 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

別紙4 学研ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

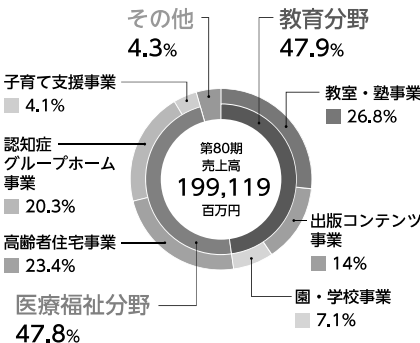
事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	営業利益
199,119百万円 (前年同期比 7.3%増)	8,237百万円 (前年同期比 19.7%増)
経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
7,810百万円 (前年同期比 13.1%増)	3,578百万円 (前年同期比 58.3%増)



国内経済は、日経平均株価の最高値更新などを背景に、緩やかな回復基調にあります。

一方で、実質賃金は減少基調で、生活必需品価格や金利の上昇が家計を圧迫しており、消費者の節約志向は依然として根強く続いております。その結果、企業においては単純な価格転嫁は難しく、高付加価値商材や差別化されたサービスを通じて収益性を確保する必要性が一段と高まっております。

教育分野では、高等学校等就学支援金の拡充や、大学入試における学校推薦型・総合型選抜の拡大など、公的支援と入試制度改革が進展しております。また、社会人を対象としたリカレント教育・リスキリング関連の補助金制度が拡充され、幅広い世代において学び直しの需要が拡大しております。一方で、義務教育段階では、不登校児の増加や地域や所得による教育機会の差への関心が高まっており、行政・民間の双方で学習支援やデジタル教材の活用による教育機会拡充が進められております。

介護・医療サービス分野では、高齢化の進行に伴い需要が一層拡大しておりますが、人材確保は引き続き困難な状況にあります。加えて、食材費や建築費などのコスト上昇が経営を圧迫しており、多くの事業者で効率的な運営体制の構築が課題となっております。このような環境下で、介護保険制度や行政サービスの枠を超え、企業や民間事業者が提供する新たな介護支援・見守りサービスなど、多様なソリューションが拡がりつつあります。

事業報告

上述のような市況において、当連結会計年度の連結業績は、売上高199,119百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益8,237百万円（前年同期比19.7%増）、経常利益7,810百万円（前年同期比13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,578百万円（前年同期比58.3%増）となりました。

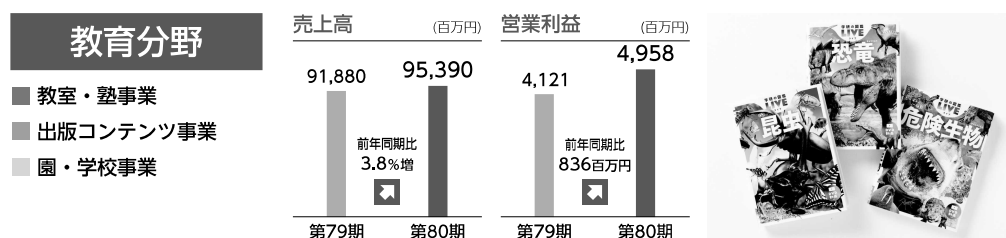
売上高については、医療福祉分野における施設増と入居率を高位維持できたこと、またDTP Education Solutions JSC（以下「DTP社」）、及び株式会社桐原書店の連結子会社化、出版事業、語学事業の事業規模拡大が寄与し前年同期比13,552百万円の増収となりました。

営業利益については、教育分野における価格改定とコスト削減効果によって増益となり、医療福祉分野も価格改定効果によって下期に業績を回復したことで増益を果たし、全体では前年同期比1,357百万円の増益となりました。

経常利益は、持分法による投資損益の減少はあったものの、営業利益の増益により、前年同期比907百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事業ポートフォリオ転換を進める中で減損処理を実施しましたが、前年第1四半期に計上した株式売却損が無くなったことと、DTP社の連結化に伴う段階取得差益の計上に加え、資本効率の向上を目的とした政策保有株式の売却益により、前年同期比1,317百万円の増益となりました。

次に、事業の報告セグメント別の状況をご報告申し上げます。



■ 教室・塾事業

売上高は、2024年10月に株式会社講談社パルが運営する「講談社こども教室」を事業承継して設立した株式会社学研Linkを当期に連結したことに加え、中学教科書改訂による塾向け参考書の販売増加、株式会社市進ホールディングスの業績好調により、全体として増収となりました。

営業利益は、教室事業において2025年4月に実施した月謝改定の効果、及びコスト効率改善活動の寄与、塾向け参考書の伸長が貢献し、増益となりました。

■ 出版コンテンツ事業

売上高は、出版事業において、高校学参書、語学書、実用書が好調を維持できたことに加え、語学・社会人教育事業において、オンライン英会話「Kimini」の受講者数と看護師向けeラーニングにおける契約病院数がそれぞれ堅調に推移したことから、全体として増収となりました。

営業利益は、出版事業において、既刊学習参考書の価格改定や実用書ヒット本増刷に加え、語学・社会人教育事業における利益率の高いデジタルコンテンツ事業の拡大によって増益となりました。

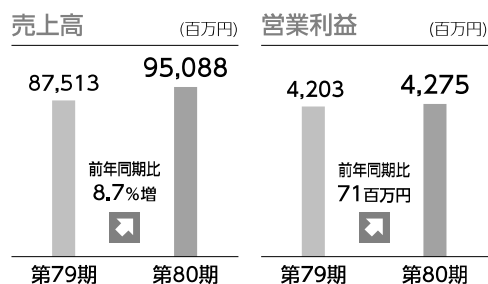
■ 園・学校事業

売上高は、学校事業において、株式会社桐原書店のグループインの貢献により増収となりました。園事業において、国内の幼稚園・保育所数及び園児数の減少に伴い減収となり、全体として減収となりました。

営業利益は、園事業における継続的なコスト削減努力によって営業利益黒字を確保したものの、学校事業において昨年度の小学校向け教科書改訂に伴う伸長の反動減により減益となりました。

医療福祉分野

- 高齢者住宅事業
- 認知症グループホーム事業
- 子育て支援事業



■ 高齢者住宅事業

売上高は、新規開設数の増加、入居率の高位安定により増収となりました。高騰する建設コストの中でも当期16棟の新規開設と2棟の事業承継を実施し、1棟当たりの室数を増加させることで収益性を確保しつつ、需要の高まりに応じた拠点展開を着実に推進しております。

営業利益は、食材費や水道光熱費をはじめとする物価高騰や人件費上昇の影響を受けたものの、2025年3月に実施した価格改定及び業務効率化によるコスト削減効果により増益となりました。

■ 認知症グループホーム事業

当期2棟の新規開設と10棟の事業承継を行い、建築コストの高騰により新規開設が難しい環境下においても順調に拠点数を拡大しております。売上高は、拠点数の増加に加え、入居率を高い水準で維持できたことにより、引き続き増収となりました。

営業利益は、水道光熱費や食材費等の高騰の影響を受けながらも、2025年2月より原価上昇分の価格改定を段階的に進めたこと、加えて全社的なコスト削減施策の効果によって増益となりました。

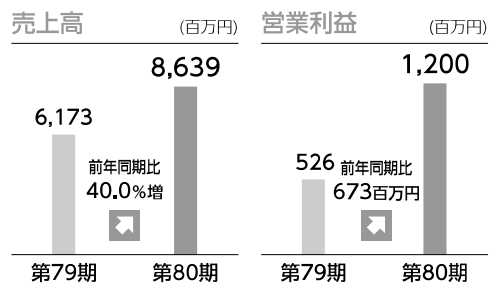
■ 子育て支援事業

当期は10施設の学童及び児童発達支援施設を新規開設し、首都圏を中心に共働き世帯や個別支援を必要とする世帯のニーズに応じて施設展開を推進しております。

売上高は、学童及び児童発達支援施設の新規開設、並びに保育園の定員充足率が引き続き高水準を維持したことが寄与し、増収となりました。

営業利益は、園児数の増加に加え、運営効率化施策の推進などにより、増益となりました。

その他



その他事業では、グローバル事業においてDTP社を連結子会社化したことにより、増収となりました。
営業利益は、DTP社の増収効果がグローバル事業の収益基盤を支えたことで当該領域の強化施策を着実に展開できるようになり、増益に転じました。

(報告セグメント別売上高)

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
教育分野	95,390	47.9	103.8
医療福祉分野	95,088	47.8	108.7
その他	8,639	4.3	140.0
合計	199,119	100.0	107.3

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、医療福祉分野におけるサービス付き高齢者向け住宅施設等の取得及び建設資金等（6億6千5百万円）です。

③ 資金調達の状況

2025年3月に無担保社債70億円及び2025年7月に長期借入金40億円を調達し、株式取得及び長期資金に借り換えしております。

④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

- i. 2024年10月に、当社子会社である株式会社学研エデュケーショナルは、株式会社学研Linkの株式を取得しました。
- ii. 2024年10月に、当社は、DTP Education Solutions JSCの株式を追加取得しました。
- iii. 2024年11月～2025年3月に、当社は、株式会社レアジョブの株式を取得しました。
- iv. 2025年7月に、当社は、Quang Ich Technology Group JSCの株式を取得しました。

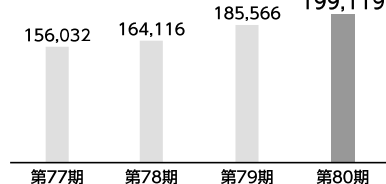
事業報告

(2) 財産及び損益の状況

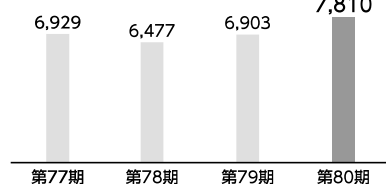
区 分		第77期 (2021/10～2022/9)	第78期 (2022/10～2023/9)	第79期 (2023/10～2024/9)	第80期 (2024/10～2025/9)
売上高	(百万円)	156,032	164,116	185,566	199,119
経常利益	(百万円)	6,929	6,477	6,903	7,810
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,440	3,194	2,260	3,578
1株当たり当期純利益	(円)	78.67	72.51	52.99	86.02
総資産	(百万円)	123,682	136,328	130,714	139,194
純資産	(百万円)	48,888	55,034	53,653	59,471
1株当たり純資産	(円)	1,102.16	1,195.91	1,219.10	1,241.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算出上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した「野村信託銀行株式会社（学研従業員持株会専用信託口）」が保有する当社株式を含めております。

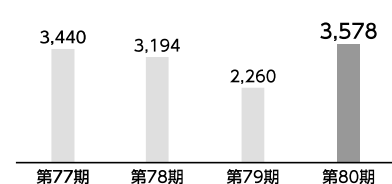
■ 売上高
(百万円)



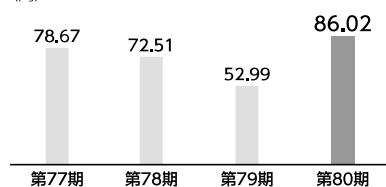
■ 経常利益
(百万円)



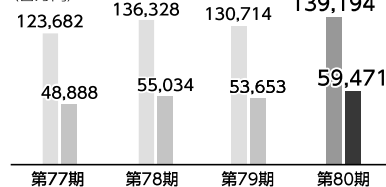
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)



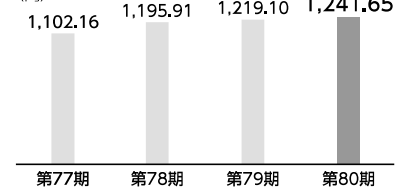
■ 1株当たり当期純利益
(円)



■ 総資産 ■ 純資産
(百万円)



■ 1株当たり純資産
(円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社市進ホールディングス	1,476	48.5	教育分野
株式会社学研教育ホールディングス	10	100.0	教育分野
株式会社学研エデュケーショナル	50	※100.0	教育分野
株式会社学研エル・スタッフィング	35	※100.0	教育分野
株式会社学研スタディエ	89	※100.0	教育分野
株式会社創造学園	10	※100.0	教育分野
株式会社早稲田スクール	100	※100.0	教育分野
株式会社イング	100	※100.0	教育分野
株式会社全教研	100	※100.0	教育分野
株式会社文理学院	16	※100.0	教育分野
株式会社文理	64	100.0	教育分野
株式会社Gakken	50	100.0	教育分野
株式会社地球の歩き方	5	※100.0	教育分野
株式会社桐原書店	96	※76.3	教育分野
株式会社学研メディカルサポート	49	100.0	教育分野
株式会社Glatz	60	100.0	教育分野
株式会社Gakken SEED	99	100.0	教育分野
株式会社学研ココファン	90	100.0	医療福祉分野
株式会社学研ココファン・ナーサリー	90	※100.0	医療福祉分野
株式会社グランユニライフケアサービス	50	※100.0	医療福祉分野
メディカル・ケア・サービス株式会社	100	99.3	医療福祉分野
株式会社学研ロジスティクス	100	100.0	その他
株式会社学研プロダクツサポート	30	100.0	その他
アイ・シー・ネット株式会社	70	100.0	その他
DTP Education Solutions JSC	247,168 百万VND	45.2	その他

- (注) 1. 連結子会社は、上記の重要な子会社25社を含め82社であります。
2. ※印の議決権比率は、間接保有によるものです。
3. 2024年10月に、株式会社学研エリアマーケットは、株式会社Gakkenの一部事業を吸収合併し、株式会社Gakken SEEDに商号変更しました。
4. 2024年12月に、株式会社学研塾ホールディングスは、株式会社学研教育ホールディングスに商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業価値の最大化のため、資本コストや株価向上・株主還元を意識した経営の実現に向けて、以下の4施策を実施いたします。

①成長戦略の着実な実行

2030年の目指すポートフォリオの実現に向け、グローバル事業、リカレント・リスキリング領域、メディカル/ウェルネス事業への戦略領域拡大に積極投資いたします。また、収益性を高めるために高付加価値サービスの拡大やLTV最大化、コスト効率の改善にも取り組んでまいります。

②資本効率向上

投資意思決定プロセスの精緻化と不採算事業のモニタリング強化により、事業ポートフォリオの最適化を推進いたします。また、政策保有株式の圧縮、余剰資産の売却によってキャッシュ創出・債務削減を実行して資本効率と財務健全性を高め、ROE8%を目指します。

③株主還元

株主資本配当率(DOE)2.5%を目指し、安定的かつ持続的な株主還元を実施いたします。

④ガバナンスの強化

グループのガバナンス強化、意思決定の迅速化などを目的に、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

新中期経営計画「Gakken2027」の1年目である2026年9月期には売上高2,050億円、営業利益85億円、EBITDA135億円、親会社株主に帰属する当期純利益40億円を目指します。



2030 Vision達成に向けた事業・財務・組織の価値向上



(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業分野の分類と主な事業内容は、以下のとおりです。

事業分野	事業内容
教育分野	教室・塾事業
	幼児から中学生(主に小学生)を対象とした教室の運営
	小学生から高校生を対象とした進学塾の運営
	塾向け教材、アセスメント等の出版・販売事業
	出版コンテンツ事業
	販売会社・書店ルートにおける出版物の発行・販売
	看護師向け研修用eラーニングの運営
	オンライン英会話サービスの運営
	体験型英語学習施設の運営
	企業向け研修コンテンツ、サービスの販売
医療福祉分野	園・学校事業
	幼保園等向けの出版物や保育用品、備品遊具、先生向けアパレル等の仕入・企画・製作・販売、施設及び施設設備の設計
	教科書、教師用指導書、副読本、デジタル教材、特別支援教材や小論文添削サービスの企画・製作・販売
	高齢者住宅事業
	サービス付き高齢者向け住宅を中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
	認知症グループホーム
	認知症グループホームを中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
	子育て支援事業
	保育園・こども園・学童施設等の開発・運営

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社(学研ビル)	東京都品川区西五反田二丁目11番8号
所沢総合センター	埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東279-1

事業報告

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
教育分野	3,272名	123名減
医療福祉分野	5,818名	66名増
その他	945名	566名増
全社（共通）	85名	18名増
合計	10,120名	527名増

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	18名増	44.3歳	11.7年

(注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。

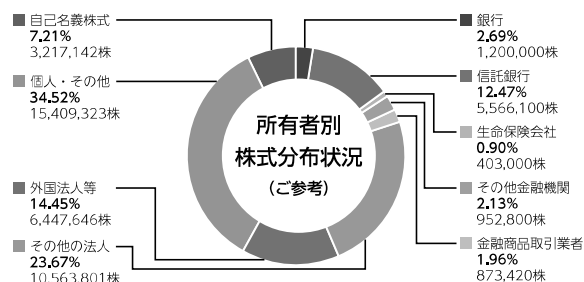
(8) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	166億37百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 159,665,600株
- ② 発行済株式の総数 44,633,232株
(自己株式3,217,142株を含む)
- ③ 株主数 32,379名



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
公益財団法人古岡奨学会	55,553	13.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,508	10.98
学研従業員持株会	12,144	2.93
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	12,023	2.90
株式会社三井住友銀行	12,000	2.89
株式会社河合楽器製作所	9,940	2.40
株式会社日本政策投資銀行	9,480	2.28
学研ビジネスパートナー持株会	9,131	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,933	1.91
株式会社広済堂ホールディングス	6,892	1.66

(注) 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「(2) 会社役員の状況 ④会社役員の報酬に関する事項 ii. 取締役及び監査役の報酬等 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	98,789	8

事業報告

⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮 原 博 昭	代表取締役社長	公益財団法人古岡奨学会 代表理事 日販グループホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人日本雑誌協会 理事長
福 住 一 彦	取締役副社長	株式会社市進ホールディングス 代表取締役社長
小早川 仁	取締役常務執行役員	株式会社学研ココファン 代表取締役CEO
安 達 快 伸	取締役上席執行役員 コーポレート本部長	株式会社学研プロダクツサポート 代表取締役会長
五郎丸 徹	取締役上席執行役員	株式会社桐原書店 代表取締役会長 株式会社Gakken SEED 代表取締役会長
百 田 顕 児	取締役上席執行役員 グローバル事業本部長	アイ・シー・ネット株式会社 代表取締役社長
山 本 教 雄	取締役上席執行役員	メディカル・ケア・サービス株式会社 代表取締役社長
細 谷 仁 詩	取締役上席執行役員 経営戦略本部長	株式会社Gakken LEAP 代表取締役CEO
山 田 徳 昭	社外取締役	公認会計士・税理士 クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長
城 戸 真 亜 子	社外取締役	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ダイドーリミテッド 社外取締役
伊 能 美 和 子	社外取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社久世 社外取締役
Caroline F. Benton	社外取締役	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事 (非常勤)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 田 耕太郎	常勤監査役	
藤 島 拓 也	常勤監査役	
山 田 敏 章	社外監査役	弁護士 石井法律事務所 パートナー
松 浦 竜 人	社外監査役	公認会計士 かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役

(注) 1. 藤島拓也氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 監査役景山美昭氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 社外監査役松浦竜人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役山田徳昭、城戸真亜子、伊能美和子及びCaroline F. Bentonの各氏並びに社外監査役山田敏章及び松浦竜人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役上席執行役員安達快伸氏は、2025年9月30日付で株式会社学研プロダクツサポート代表取締役会長を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項の定める限度まで限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の状況

当社は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 会社役員の報酬に関する事項

i. 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の内容 (百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	598 (43)	352 (43)	146	99	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (21)	69 (21)	—	—	5 (2)
合計	667	422	146	99	17

事業報告

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を含め1事業年度当たり6億円以内（うち社外取締役60百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

ii. 取締役及び監査役の報酬等 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 業務執行取締役の報酬に関する基本方針

当社は、取締役会において、業務執行取締役の報酬額の算定基準について次の3つの視点から基本方針を策定し、決定しております。

- i 当社のグループ理念は、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」であり、業務執行取締役は、率先垂範してこのグループ理念を実現する責務を負っております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、優秀な人材を今後とも確保するためにふさわしい水準とすべきであり、目標達成のための動機付けとなるものでなくてはならないと考えております。
- ii 当社は、顧客、株主、従業員等のステークホルダーの期待に応え、社会から信頼される企業であり続けなければならず、「人の可能性をどこまでも追求する会社へ」をAspiration（大志）としております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、ステークホルダーに配慮したものであり、中長期的視点を反映したものでなければならぬと考えております。
- iii 当社は、コンプライアンス経営を推進しております。
このことから、業務執行取締役の報酬については、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施や定量的な枠組みの導入により透明性を確保しなければならないと考えております。

b. 業務執行取締役の報酬の具体的内容

上記の基本方針に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の3種類をもって構成し、業績連動報酬及び株式報酬の導入により業績連動の比率を高めることとし、それぞれの詳細は次のとおりです。

まず、基本報酬については、役位を基本とする月額報酬であり、その水準は、他社の水準、並びに当社の従業員給与及び執行役員報酬等を参考にして決定いたします。なお、基本報酬の個別の支給額決定に際しては、毎年査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

次に、業績連動報酬については、事前に目標を設定し、達成度に応じた報酬を支給する制度であります。業績連動報酬は、財務指標と非財務指標との二つの指標に基づく評価により構成されます。

まず財務指標に基づく評価にあたって採用する目標は、経営結果の最も基本となるとの理由から連結売上高と、効率的な経営結果の最も基本となるとの理由から連結営業利益率を、さらに企業価値向上を図るうえで最も基本となるとの理由から親会社株主に帰属する当期純利益を重要な経営指標としたうえで、各指標の

目標を事前に設定し、これらの各指標を達成した場合をそれぞれ100として合算いたします。達成度が前後した場合は、過去10年の標準偏差を参考に0から200まで変動いたします。

また、事前に設定した連結営業利益率の目標が3%未満であっても、同目標を3%として適用いたします。

財務指標に基づく業績連動報酬額は、連結売上高、連結営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益について、業績達成度が100の場合は、それぞれ年間基本報酬額の15%、9%、6%（各指標が100の場合は年間基本報酬額の30%）とし、業績達成度が200を超過した場合でも年間基本報酬額の30%、18%、12%（各指標が200を超過した場合は年間基本報酬額の60%）を上限といたします。

次に非財務指標に基づく業績連動報酬は、業務執行取締役が期首に目標管理シート（非財務評価）に目標を設定し、当該目標の達成度合に対する期末に行う評価に基づきます。業務執行取締役は、期首に、サステナビリティ・マネジメントシステムのトップマネジメントコミットメントに基づいた目標設定を行い、代表取締役社長との協議のうえで、その内容を決定いたします。期末の評価は、設定した目標についてその達成度合を取締役がレビューし、それに基づき代表取締役社長が行います。

非財務指標に基づく業績連動報酬額は、年間基本報酬額の10%に相当する金額に上記評価を乗じた金額といたします。

以上の財務指標及び非財務指標に基づき算定した報酬額をもとに、業績連動報酬の個別の支給額決定については査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

なお、業績連動報酬の支給は、剰余金の配当の実施及び連結営業損益において利益計上を果たすことを必須条件としております。

最後に、株式報酬としての譲渡制限付株式の内容等は、当社の事業環境、業績、株価推移その他の事情を勘案して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するように、当社の指名・報酬諮問委員会への諮問等、客観性、透明性を担保した手続を経て、株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、付与の都度、取締役会において決議いたします。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度あたり1億円以内といたします（2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において決議。当時対象業務執行取締役7名）。

対象業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象業務執行取締役に特に有利にならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象業務執行取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

c. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしますが、優秀な人材を確保するためにふさわしい水準にいたします。

事業報告

d. 監査役の報酬

業務執行から独立の立場である監査役の報酬については、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度内において、各監査役の職務・職責に応じ、監査役の協議により決定しております。

e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役は6千万円以内）と決議しております（同日付取締役は合計9名、うち社外取締役2名）。

監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております（同日付監査役は4名）。

当事業年度末日現在において、これらの支給枠に基づく報酬の支給対象となる役員は、取締役12名、監査役4名であります。

f. 当事業年度の業績連動報酬に係る指標に関する事項

当事業年度の業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高2,000億円、連結営業利益率3.50%、親会社株主に帰属する当期純利益35億円であり、実績は、連結売上高1,991億19百万円、連結営業利益率4.14%、親会社株主に帰属する当期純利益35億78百万円となりました。

g. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の額について、その決定プロセスの客観性、透明性を担保した手続きを経るため、代表取締役社長、社外取締役、社外監査役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえたうえで、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬の検討に際しては、外部コンサルタントの報酬データベースに登録し、そのデータを活用して規模の水準を考慮しながら決定していくプロセスを継続しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の活動については、5回開催し、業務執行取締役の評価基準書、基本報酬額、業績連動報酬額、取締役候補者の指名、代表取締役社長の後継者像等に関する審議、答申を行っております。

h. 役員の報酬等の額の決定過程における当社の取締役会の活動内容

取締役会は、前述の基本方針に基づき取締役の報酬は決定されるべきものと考えており、その内容は取締役会及び指名・報酬諮問委員会で共有しております。当事業年度における取締役の報酬等の額の決定については、対象となる業務執行取締役全員に対して自己評価の提出を求め、それに取締役会としての会社業績や

個別評価を加味して指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会において、各取締役の役割と責任、当社グループの戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われ、その結果の答申を受けただうえで、さらに同委員会の委員でもあり、当社経営の最高責任者として全社的な見地から各取締役の担当業務や職責等の評価の判断を行うのに最も適していると判断し、代表取締役社長宮原博昭氏に委任することを決議しております。このように、取締役会は、取締役個別の報酬等の内容に係る基本方針に沿うものであると判断し、同氏が取締役個別の報酬額を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	当社と兼職先との関係
社外取締役	山 田 徳 昭	クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	城 戸 真亜子	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ガイドーリミテッド 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	伊 能 美和子	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社久世 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	Caroline F. Benton	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事（非常勤）	いずれも特別の関係はありません。
社外監査役	山 田 敏 章	石井法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
社外監査役	松 浦 竜 人	かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役	いずれも特別の関係はありません。

ii. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

事業報告

iii. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	山 田 徳 昭	13回／13回	100%	—	—
	城 戸 真亜子	13回／13回	100%	—	—
	伊 能 美和子	13回／13回	100%	—	—
	Caroline F. Benton	13回／13回	100%	—	—
社外監査役	山 田 敏 章	13回／13回	100%	22回／22回	100%
	松 浦 竜 人	13回／13回	100%	22回／22回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役山田徳昭氏は、公認会計士・税理士、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、会計、財務、税務面での的確な指摘に加え、当社グループの事業全般につきまして、有益な助言等を積極的に行っております。

社外取締役城戸真亜子氏は、画家として教育活動に関わってきた経験や豊富な知見から、当社の教育事業の諸施策やダイバーシティ推進などについて、有益な助言を行っております。

社外取締役伊能美和子氏は、デジタルメディア関連事業に関する豊富な知識・経験に基づき、当社グループの事業全般について、中立的・専門的な見地からの有益な発言を行っております。

社外取締役Caroline F. Benton氏は、長年にわたる教育業界での経験や、グローバルな活躍で培った知見を活かし、グローバルリーダーシップ、サステナビリティに関し、有益な助言を行っております。

社外監査役山田敏章氏は、弁護士としての専門的見地から、当社におけるコーポレートガバナンスや取締役会の実効性の確保等に関する施策に関して幅広く有益な提言を行い、質の高い監査を行っております。

社外監査役松浦竜人氏は、内部統制高度化助言業務、事業計画策定助言業務等の多数のアドバイザー業務の経験と知見を生かした有益な提言とあわせて、公認会計士としての専門的見地からの質の高い監査を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	95
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役・経理・財務など社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手しました。さらに会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社及び当社子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）3百万円を支払っております。

③ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社市進ホールディングスは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び職務の実施に関する体制を特に考慮し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあると判断した場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、終戦直後の1946年、創業者の「戦後の復興は教育をおいてほかにない」との信念のもと設立されました。以来、「教育」を基軸とし、月刊学習誌『科学』『学習』を中心に多くの人々のご支持を得ながら、多岐にわたる出版事業を手がけ、幼児・小学生・中学生・高校生、そして一般社会人へと対象を広げ、さらには、雑誌・書籍の出版に限ることなく、各種の教材や教具、教室事業、映像製作、文化施設の企画・施工などにも幅広く取組んでまいりました。近年では、少子高齢化社会・女性の社会進出への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たすなど、単に短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ

事業報告

事業展開を図ってまいりました。

そして、創業70有余年、当社グループは、創業精神に裏打ちされたグループ理念（「私たち学研グループは、すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」）を根底に置きながら事業を展開するとともに、多くの顧客・取引先・従業員そして株主の皆様等のステークホルダーとの間に築かれた関係の中で、各種事業の成長を遂げてまいりました。

現在の企業価値は、グループ各社におけるそのような日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至ったものと認識しております。

このような当社グループの成長過程に鑑み、当社取締役会は、今後将来にわたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、i. 短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、ii. 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員など全てのステークホルダーとの関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上場会社である以上、何人が会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを企図した当社の株式の大規模買付行為を行っても、原則として、これを否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値・株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

当社は、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、2006年3月20日開催の当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針及びそれに基づく事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を導入し、これについて、同年6月29日開催の第60回定時株主総会において出席された株主の皆様の総議決権数の3分の2を超えるご賛同をいただきました。

その後、株主の皆様のご賛同をいただいて数度の改正を行いながら2年ごとに大規模買付ルールを継続してまいりましたが、当社を取り巻く経営環境の変化や法改正の動向、並びに機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見などを踏まえ、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

当社は、大規模買付ルールの有無にかかわらず引き続き中期経営計画の着実な実行を通して経営基盤の強化を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

- i. 当社は、中期経営計画の策定及び実行を通じて、当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。

-
- ii. 当社は、「大規模買付ルール（買収防衛策）」廃止後も、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令を順守し、当社が定める社内規程にそって、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

（５）特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

（６）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的配当による株主への利益還元と成長分野への積極的投資による利益拡大をバランスよく実施し、株主価値の持続的向上を図ることを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。なお、2022年12月23日開催の第77回定時株主総会において、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨の定款変更決議を行っております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり26円（うち中間配当金13円）としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に有効投資してまいりたいと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在) (単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末	科 目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末
資産の部			負債の部		
流動資産	70,038	63,112	流動負債	40,384	43,187
現金及び預金	22,916	20,385	支払手形及び買掛金	7,080	6,623
受取手形	306	266	短期借入金	2,750	4,447
売掛金	25,736	22,889	1年内償還予定の社債	—	6,000
商品及び製品	10,355	9,245	1年内返済予定の長期借入金	6,828	5,291
販売用不動産	—	837	未払法人税等	2,757	1,542
仕掛品	3,702	2,920	契約負債	3,280	2,857
原材料及び貯蔵品	235	194	賞与引当金	2,726	2,561
その他	6,859	6,405	その他	14,960	13,863
貸倒引当金	△73	△32	固定負債	39,338	33,873
固定資産	69,155	67,602	社債	7,000	—
有形固定資産	16,918	19,953	長期借入金	19,050	21,644
建物及び構築物	23,629	26,873	長期未払金	161	233
機械装置及び運搬具	762	773	長期預り保証金	3,915	3,743
土地	4,835	4,975	退職給付に係る負債	5,207	5,130
建設仮勘定	25	14	繰延税金負債	972	54
その他	8,754	8,147	その他	3,030	3,068
減価償却累計額	△21,087	△20,831	負債合計	79,722	77,061
無形固定資産	19,738	13,314	純資産の部		
のれん	9,628	9,792	株主資本	49,273	48,348
その他	10,109	3,522	資本金	19,817	19,817
投資その他の資産	32,498	34,334	資本剰余金	11,357	12,102
投資有価証券	15,410	17,574	利益剰余金	21,127	18,615
長期貸付金	835	534	自己株式	△3,029	△2,187
繰延税金資産	2,616	2,814	その他の包括利益累計額	2,150	3,125
退職給付に係る資産	3,407	3,383	その他有価証券評価差額金	1,581	1,624
差入保証金	8,230	8,205	繰延ヘッジ損益	1	△0
その他	2,232	2,007	為替換算調整勘定	△342	385
貸倒引当金	△234	△185	退職給付に係る調整累計額	911	1,115
資産合計	139,194	130,714	新株予約権	167	199
			非支配株主持分	7,880	1,980
			純資産合計	59,471	53,653
			負債及び純資産合計	139,194	130,714

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度		(ご参考) 前連結会計年度	
売上高		199,119		185,566
売上原価		144,166		135,668
売上総利益		54,953		49,897
販売費及び一般管理費		46,715		43,017
営業利益		8,237		6,880
営業外収益				
受取利息	124		32	
受取配当金	255		237	
持分法による投資利益	—		171	
その他	202	582	283	724
営業外費用				
支払利息	517		326	
持分法による投資損失	104		—	
為替差損	99		63	
その他	288	1,009	313	702
経常利益		7,810		6,903
特別利益				
固定資産売却益	181		0	
投資有価証券売却益	1,794		924	
負ののれん発生益	416		—	
段階取得に係る差益	480		—	
その他	99	2,971	123	1,048
特別損失				
固定資産除売却損	189		236	
減損損失	254		193	
投資有価証券売却損	117		1,093	
投資有価証券評価損	1,405		713	
その他	30	1,997	80	2,317
税金等調整前当期純利益		8,784		5,634
法人税、住民税及び事業税	4,016		3,047	
法人税等調整額	31	4,047	△118	2,928
当期純利益		4,736		2,706
非支配株主に帰属する当期純利益		1,158		445
親会社株主に帰属する当期純利益		3,578		2,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在) (単位：百万円)

科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末	科 目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末
資産の部			負債の部		
流動資産	5,106	8,200	流動負債	20,114	24,232
現金及び預金	821	1,642	短期借入金	13,038	13,164
売掛金	138	222	1年内償還予定の社債	—	6,000
短期貸付金	2,518	4,370	1年内返済予定の長期借入金	5,272	3,894
未収入金	1,377	1,684	リース債務	1	—
未収消費税等	5	—	未払金	1,077	475
その他	246	280	未払費用	583	544
固定資産	75,146	69,862	未払法人税等	26	31
有形固定資産	542	553	未払消費税等	—	40
建物	128	143	賞与引当金	77	47
構築物	3	4	その他	36	34
車両運搬具	0	0	固定負債	22,066	16,299
工具、器具及び備品	98	96	社債	7,000	—
土地	308	308	長期借入金	13,811	15,107
リース資産	3	—	リース債務	2	—
無形固定資産	10	29	長期未払金	70	140
ソフトウェア	4	24	長期預り保証金	122	122
その他	6	4	繰延税金負債	1,055	921
投資その他の資産	74,592	69,280	その他	4	7
投資有価証券	6,677	7,666	負債合計	42,180	40,531
関係会社株式	49,535	43,746	純資産の部		
長期貸付金	14,551	14,622	株主資本	36,387	35,779
長期前払費用	2	1	資本金	19,817	19,817
前払年金費用	1,762	1,558	資本剰余金	15,037	15,049
差入保証金	2,016	2,036	資本準備金	6,160	6,160
その他	943	892	その他資本剰余金	8,876	8,888
貸倒引当金	△896	△1,244	利益剰余金	4,566	3,109
資産合計	80,252	78,063	利益準備金	26	26
			その他利益剰余金	4,540	3,082
			繰越利益剰余金	4,540	3,082
			自己株式	△3,034	△2,196
			評価・換算差額等	1,517	1,553
			その他有価証券評価差額金	1,517	1,553
			新株予約権	167	199
			純資産合計	38,072	37,532
			負債及び純資産合計	80,252	78,063

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	当事業年度		(ご参考) 前事業年度	
売上高				
経営管理料収入	2,505	8,288	2,343	7,818
不動産賃貸収入	1,287		731	
受取配当金	4,495		4,744	
売上原価				
不動産賃貸原価	1,131	1,131	490	490
売上総利益		7,157		7,328
販売費及び一般管理費		4,843		4,556
営業利益		2,313		2,771
営業外収益		671		227
受取利息	220		151	
貸倒引当金戻入額	432		50	
その他	17		25	
営業外費用				
支払利息	369	608	182	454
社債利息	85		32	
社債発行費	42		—	
為替差損	88		9	
貸倒引当金繰入額	—		165	
その他	22		63	
経常利益		2,376		2,544
特別利益		1,179		461
投資有価証券売却益	1,179		461	
特別損失		1,211		1,642
固定資産除売却損	8		0	
投資有価証券売却損	117		21	
投資有価証券評価損	405		—	
関係会社株式売却損	—		930	
関係会社株式評価損	679		690	
税引前当期純利益		2,344		1,363
法人税、住民税及び事業税	△268	△179	△570	△626
法人税等調整額	89		△56	
当期純利益		2,523		1,989

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥旦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 寛幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥旦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 寛幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス 監査役会

常勤監査役 小田耕太郎^①

常勤監査役 藤島拓也^②

社外監査役 山田敏章^③

社外監査役 松浦竜人^④

以 上

新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年9月30日現在)

	名 称 (発行決議日)	行使期間	新株 予約権 の総数	目的となる 株式の 種類と数	保有 者数	発行価額	行使価額
取締役 (社外取締 役を除く)	第4回新株予約権 (2009年11月13日)	2009年12月1日～ 2039年11月30日	6個	普通株式 2,400株	1名	1株当たり 204.17円	1株当たり 3円
	第5回新株予約権 (2010年11月15日)	2010年12月1日～ 2040年11月30日	16個	普通株式 6,400株	1名	1株当たり 142.50円	1株当たり 3円
	第6回新株予約権 (2011年11月14日)	2011年12月1日～ 2041年11月30日	92個	普通株式 36,800株	1名	1株当たり 99.43円	1株当たり 3円
	第7回新株予約権 (2012年11月14日)	2012年12月1日～ 2042年11月30日	54個	普通株式 21,600株	1名	1株当たり 170.44円	1株当たり 3円
	第8回新株予約権 (2013年11月14日)	2013年12月1日～ 2043年11月30日	36個	普通株式 14,400株	1名	1株当たり 257.00円	1株当たり 3円
	第9回新株予約権 (2014年11月13日)	2014年12月1日～ 2044年11月30日	43個	普通株式 17,200株	1名	1株当たり 213.95円	1株当たり 3円
	第10回新株予約権 (2015年11月13日)	2015年12月1日～ 2045年11月30日	55個	普通株式 22,000株	2名	1株当たり 214.83円	1株当たり 3円
	第11回新株予約権 (2016年11月14日)	2016年12月6日～ 2046年12月5日	52個	普通株式 20,800株	2名	1株当たり 267.20円	1株当たり 3円
	第12回新株予約権 (2017年11月14日)	2017年12月4日～ 2047年12月3日	36個	普通株式 14,400株	2名	1株当たり 3,813.91円	1株当たり 1円
	第13回新株予約権 (2018年11月14日)	2018年12月3日～ 2048年12月2日	34個	普通株式 13,600株	2名	1株当たり 3,951.66円	1株当たり 1円
	第1回執行役員向け 新株予約権 (2018年11月14日)	2018年12月3日～ 2048年12月2日	8個	普通株式 3,200株	2名	1株当たり 4,002.57円	1株当たり 1円
	第14回新株予約権 (2019年11月13日)	2019年12月2日～ 2049年12月1日	26個	普通株式 10,400株	3名	1株当たり 6,917.74円	1株当たり 1円
	第2回執行役員向け 新株予約権 (2019年11月13日)	2019年12月2日～ 2049年12月1日	3個	普通株式 1,200株	1名	1株当たり 6,934.86円	1株当たり 1円

- (注) 1. 監査役及び社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2017年4月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を行い、また2020年4月1日付で普通株式1株を4株にする株式分割を行ったことに伴い、目的となる普通株式の数及び1株当たりの行使価額を、それぞれ調整しております。なお、発行価額については発行時のまま記載しております。
3. 2018年11月14日開催の取締役会における第1回執行役員向け新株予約権発行決議に基づき、当時執行役員であった福住一彦及び安達快伸の両氏に新株予約権が割り当てられましたので、上記のとおり記載しております。
4. 2019年11月13日開催の取締役会における第2回執行役員向け新株予約権発行決議に基づき、当時執行役員であった安達快伸氏に新株予約権が割り当てられましたので、上記のとおり記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の整備運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行う。
- ii. コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備する。具体的には、コンプライアンスの基本理念である「学研コンプライアンス・コード」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下にコンプライアンス部会を設置する。
- iii. 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行う。
- iv. 通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設ける。
- v. 法的リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
- vi. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築する。
- vii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」「学研グループ情報セキュリティポリシー」等の社内規程を整備し、責任部署を定める。
- ii. 取締役又は監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。
- iii. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社及びグループ会社は、「学研グループ会社管理規程」「学研グループ情報開示規程」を遵守し体制を整備する。

③ 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク管理に係る社内規程と組織を整備する。具体的には、「学研グループリスク管理基本規程」を定め、リスクの管理にあたる統括組織として、内部統制委員会の下にリスク管理部会を設置する。
- ii. 事業上のリスクとして認識している各種リスクのカテゴリーとしては、個人情報の管理、情報システムの障害、高齢者福祉事業の運営、子育て支援及び教室・塾事業の運営、出版市場の動向や販売制度、無体財産権及び海外への事業展開に関するリスクがあり、それぞれのカテゴリーごとに、当社及びグループ会社において、具体的に有効な管理体制を構築する。
- iii. リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社の取締役会は、原則1か月に1度開催し、経営の基本方針の決定及びグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。また、グループ会社の取締役会は、原則1か月に1度開催し、経営の基本方針の決定及び傘下のグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ii. 代表取締役社長は全業務を統括し、その他の社内取締役全員がグループ全体の戦略策定を担当し、効率性確保に努める。
- iii. 取締役会の決定した戦略方針に基づき、当社の取締役及び執行役員が主要会社の取締役に就任して業務執行を行い、戦略実現に努める。
- iv. 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は「学研グループ内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査役に対して報告する。
- v. 内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に1度、第三者機関であるガバナンス諮問委員会に報告し、取締役会に対して答申をいただく。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 当社グループの業務執行の効率性と公正性を確保するため、当社がグループ会社に対して有効かつ適正なコントロールを及ぼす。具体的には、当社の取締役及び執行役員が主要会社の取締役に就任するほか、当社監査役が主要会社の監査役を兼務し、さらに一定の経営上の重要事項に関しては、「学研グループ会社管理規程」に基づき、持株会社である当社の承認手続を要することとする。
- ii. 当社代表取締役社長が主宰し、グループの課題、対策の共有を目的として原則年に4度開催するグループ会社社長会議には、当社取締役、執行役員、部門長のほか、原則としてグループ会社社長が全員出席する。
- iii. 当社代表取締役社長が主宰し、グループ会社の役員に加え、当社取締役、監査役、執行役員及び部門長等を出席者とするグループ会社役員会議を年に2度開催するほか、グループ会社各社において開催する取締役会及び重要な会議に当社役員がアドバイザーとして参加する。

- iv. 当社代表取締役社長が指名した取締役が主宰し、グループ会社の重要事項の決定、当社各部門の施策検討、事業ユニットからの計画進捗報告等を目的として、原則1か月に4度開催する戦略会議には、当社取締役、執行役員が出席する。
- v. 社外取締役及び社外監査役が出席する社外役員連携会議を年に2度開催する。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

- i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき専任又は兼任の使用人として監査役会事務局を設けることとする。また、当該使用人をして、監査役の指示に従って、監査役の職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動及び考課については、あらかじめ監査役会の同意を要することとする。
- ii. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人は、当該会議等の場において下記の事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努める。
 - ・取締役会で決議された事項
 - ・毎月の経営状況として重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する委員会の活動状況
- iii. グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- iv. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と会計監査人との信頼関係を基礎とする相互の協力・連携を確保する。
 - ・監査役と、内部監査室・財務戦略室・グループ会社監査役との間で、情報交換会を定期的に開催する等により、連携を確保する。
- v. 監査役へ報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続にしたがい、これに応じるものとする。

※本基本方針に定めるグループ会社とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

（２）業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の整備運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。
- ② コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「学研コンプライアンス・コード」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下に、コンプライアンス部会を設置しております。また、通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設け、適切に運用しております。
- ③ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行うとの基本方針に基づいて、そのための体制の整備に努めております。
- ④ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下に財務報告統制部会を置き、これを統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、その体制を整備しております。
- ⑤ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「学研グループ情報セキュリティポリシー」「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」等の社内規程を整備するとともに、情報資産の適切な保護と想定される脅威への対策に取組む組織として、内部統制委員会の下に情報セキュリティ部会を設置しております。
- ⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「学研グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の経営上の重要事項は持株会社の承認を得ております。また、持株会社である当社代表取締役社長が主宰する戦略会議、グループ会社社長会議及びグループ会社役員会議を適宜開催し、有効かつ適正なコントロールを及ぼすことに努めております。
- ⑦ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、第三者機関であるガバナンス諮問委員会を設置し、内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、ガバナンス諮問委員会は、半期に１回、取締役会に対して答申をしております。

連結株主資本等変動計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	19,817	12,102	18,615	△2,187	48,348			
当期変動額								
剰余金の配当			△1,066		△1,066			
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,578		3,578			
自己株式の取得				△1,000	△1,000			
自己株式の処分		△7		159	151			
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△737			△737			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	△745	2,512	△841	925			
当期末残高	19,817	11,357	21,127	△3,029	49,273			

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,624	△0	385	1,115	3,125	199	1,980	53,653
当期変動額								
剰余金の配当								△1,066
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,578
自己株式の取得								△1,000
自己株式の処分								151
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△737
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△43	1	△728	△204	△974	△31	5,899	4,893
当期変動額合計	△43	1	△728	△204	△974	△31	5,899	5,818
当期末残高	1,581	1	△342	911	2,150	167	7,880	59,471

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 82社

主要な連結子会社の名称

(株)市進ホールディングス、(株)学研教育ホールディングス、(株)学研エデュケーショナル、(株)学研エル・スタッフィング、(株)学研スタディエ、(株)創造学園、(株)早稻田スクール、(株)イング、(株)全教研、(株)文理学院、(株)文理、(株)Gakken、(株)地球の歩き方、(株)桐原書店、(株)学研メディカルサポート、(株)Gkats、(株)Gakken SEED、(株)学研ココファン、(株)学研ココファン・ナーサリー、(株)グランユニライフケアサービス、メディカル・ケア・サービス(株)、(株)学研ロジスティクス、(株)学研プロダクツサポート、アイ・シー・ネット(株)、DTP Education Solutions JSC

当連結会計年度において、当社の連結子会社である(株)学研エリアマーケットは、(株)Gakkenの一部事業を吸収合併し、商号を(株)Gakken SEEDに変更しております。

当連結会計年度において、株式を取得した(株)学研Linkを連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCの株式を追加取得し、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社・・・(株)学研スマイルハートフル

非連結子会社25社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の数 3社

(株)学研ステイフル、(株)レアジョブ、Quang Ich Technology Group JSC

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCの株式を追加取得し、連結の範囲に含めております

当連結会計年度において、株式を取得した(株)レアジョブを持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度において、株式を取得したQuang Ich Technology Group JSCを持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社等及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な関連会社・・・(株)YGC

持分法を適用していない非連結子会社25社及び関連会社14社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる一部の会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち学研（香港）有限公司、WASEDA SINGAPORE PTE.LTD.、学研文教股份有限公司、GAKKEN STUDY ET VIETNAM CO.,LTD.の決算日は6月末日であり、連結計算書類の作成においては、同日現在の計算書類を使用しております。(株)市進ホールディングス及び同社の主な子会社の決算日は2月末日であり、連結計算書類の作成においては、8月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。DTP Education Solutions JSC及び同社の子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成においては、6月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

iii 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品

移動平均法

b. 製品

総平均法

c. 販売用不動産

個別法

d. 仕掛品

個別法

e. 原材料及び貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間における見込販売収益に基づく償却額と残存販売期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 教育分野

当社グループでは、教育分野において、主として日本の顧客に対して、学習塾などの教育サービスの提供、出版物の発行や保育用品などの製作販売等を行っております。

学習塾などの教育サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。出版物の販売や保育用品などの製作販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。出版事業における返品権付きの販売については、過去の返品実績に基づき返品されると見込まれる商品又は製品について、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識して、売上高から控除しております。また、出版物の発行や保育用品などの製作販売における売上リベート等の顧客に支払われる対価については、売上高から控除しております。

② 医療福祉分野

当社グループでは、医療福祉分野において、主として日本の顧客に対して、サービス付高齢者向け住宅や認知症グループホームなどの介護施設・子育て支援施設の運営等を行っております。

サービス付高齢者向け住宅や認知症グループホームなどの介護施設・子育て支援施設の運営については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんに関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生時に一括償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用することとしております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引及び金利オプション取引（又はこれらの組み合わせによる取引）
- b ヘッジ対象…為替・金利等の市場価格の変動により時価又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建金銭債権債務等、外貨による予定取引又は借入金

3. ヘッジ方針

当社及び連結子会社の内部規定により、通貨関連では外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で、また金利関連では借入金の将来の金利変動リスクを一定の範囲で回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

DTP Education Solutions JSCに関するのれん及び無形資産の評価

- (1) 当社は、当連結会計年度においてDTP Education Solutions JSC（ベトナム、ホーチミン市）の株式を追加取得し、連結子会社化したことから、以下の通り計上しております。

のれん	626百万円（7年償却）
無形固定資産（その他）	5,695百万円（12年償却）

- (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式の取得価額は、事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定された株式価値を踏まえ、交渉の上、決定しております。無形資産（その他）は、識別可能かつ将来の経済的利益を企業にもたらす資産として、当該無形固定資産がもたらす将来キャッシュ・フローの現在価値で測定しております。

のれんは、取得原価と企業結合における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しています。のれん及び無形資産の償却期間は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、当該子会社の属するベトナムの市場動向、経営環境の変化等を考慮した売上高成長率を主要な仮定としています。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

売上高等の実績が事業計画と大幅に乖離する場合には減損の兆候を把握し、将来損益計画などを考慮した結果、減損損失として認識する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	50百万円
建物及び構築物	648百万円
土地	1,082百万円
合計	1,781百万円

担保に係る債務

短期借入金	630百万円
1年内返済予定の長期借入金	29百万円
長期借入金	5百万円
合計	665百万円

(2) 有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額 5,111百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 負ののれん発生益

(株)学研Linkを連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

(2) 段階取得に係る差益

持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCを連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

(3) 投資有価証券評価損

当社及び連結子会社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したもののについて、減損処理を実施したものであります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	44,633	—	—	44,633
合計	44,633	—	—	44,633
自己株式				
普通株式	2,410	981	175	3,217
合計	2,410	981	175	3,217

(注) 自己株式（普通株式）の株式数の増減は下記によるものであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	981千株
単元未満株式の買取りによる増加	0千株
譲渡制限付株式報酬付与による減少	119千株
新株予約権の行使による減少	56千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月29日 取締役会	普通株式	527	12.50	2024年9月30日	2024年12月5日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	538	13.00	2025年3月31日	2025年6月5日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	538	利益剰余金	13.00	2025年9月30日	2025年12月4日

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数
普通株式 238千株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループでは、事業計画・投資計画に基づき、必要な資金を金融機関からの借入及び資本市場からの調達により賄う方針であります。余剰資金は安全性・流動性を重視した資金運用を行っております。

デリバティブ取引については、主として輸出入取引の為替相場の変動及び借入金の金利変動によるリスクを軽減することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式と、配当収入を期待する投資有価証券の運用を目的としており、これらは市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債は、主に設備投資及び投融資資金の調達を目的としたものであり、発行年限は3年及び5年であります。

借入金は、主に設備投資及び投融資資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、債権管理に関するグループ規程に基づき、取引先の状況を必要に応じてモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価、株式相場及び為替相場や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直ししております。

また、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

加えて、主として借入金の金利変動によるリスクを軽減するために金利スワップ及び金利オプション取引を行う方針をとっております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、このシステムに参加している子会社からの報告に基づき、当社財務戦略室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	758	687	△71
其他有価証券	4,931	4,931	—
(2) 差入保証金	8,230	7,197	△1,033
資産計	13,920	12,815	△1,104
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	7,000	6,907	△92
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,878	25,749	△128
負債計	32,878	32,657	△221

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び概ね短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式等	1,068
関係会社株式 (非上場)	7,247

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,403百万円であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	4,784	—	—	4,784
資産計	4,784	—	—	4,784

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は146百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	687	—	—	687
差入保証金	—	7,197	—	7,197
資産計	687	7,197	—	7,884
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	6,907	—	6,907
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	25,749	—	25,749
負債計	—	32,657	—	32,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	教育分野	医療福祉分野	計		
教室・塾事業	53,438		53,438		53,438
出版コンテンツ事業	27,859		27,859		27,859
園・学校事業	14,092		14,092		14,092
高齢者住宅事業		46,587	46,587		46,587
認知症グループホーム事業		40,397	40,397		40,397
子育て支援事業		8,103	8,103		8,103
その他				8,639	8,639
顧客との契約から生じる収益	95,390	95,088	190,479	8,639	199,119
その他の収益					
外部顧客への売上高	95,390	95,088	190,479	8,639	199,119

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,156
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	26,043
契約負債（期首残高）	2,857
契約負債（期末残高）	3,280

契約負債は、主に、サービス提供時に収益を認識する顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,241円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	86円02銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	19,817	6,160	8,888	15,049	26	3,082	3,109	△2,196	35,779	
当期変動額										
剰余金の配当						△1,066	△1,066	△1,066		
当期純利益						2,523	2,523	2,523		
自己株式の取得								△1,000	△1,000	
自己株式の処分	△12			△12					163	151
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△12	△12	－	1,457	1,457	△837	608	
当期末残高	19,817	6,160	8,876	15,037	26	4,540	4,566	△3,034	36,387	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,553	1,553	199	37,532
当期変動額				
剰余金の配当				△1,066
当期純利益				2,523
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				151
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△36	△36	△31	△68
当期変動額合計	△36	△36	△31	540
当期末残高	1,517	1,517	167	38,072

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

iii 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る経営管理料、不動産賃貸収入、受取配当金であります。

経営管理料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産賃貸収入は、主に子会社との賃貸契約に基づき、不動産の賃貸を行うことが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税及び地方消費税の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用することとしております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引及び金利オプション取引（又はこれらの組み合わせによる取引）

ヘッジ対象…為替・金利等の市場価格の変動により時価又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建金銭債権債務等、外貨による予定取引又は借入金

c ヘッジ方針

当社の内部規定により、通貨関連では外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で、また金利関連では借入金の将来の金利変動リスクを一定の範囲で回避する目的で行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式 (DTP Education Solutions JSC株式) の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 4,569百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した取得原価の算出方法

DTP Education Solutions JSCの事業計画に基づき算出しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した取得原価の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、当該関連会社の属するベトナムの市場動向、経営環境の変化等を考慮した売上高成長率を主要な仮定としています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該株式の時価が著しく下落したとき、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,140百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

(2) 保証債務
 (株)学研ココファン (注) 22,659百万円
 (株)グランユニライフケアサービス (注) 963百万円
 アイ・シー・ネット(株) 200百万円
 合計 23,822百万円

(注) 一部、当該関係会社が締結した建物賃貸借契約に基づく賃料に対する連帯保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 短期金銭債権 3,931百万円
 長期金銭債権 14,551百万円
 短期金銭債務 13,151百万円

(4) 貸株に供した投資有価証券 19百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
 関係会社に対する営業収益の総額 7,898百万円
 関係会社に対する営業費用の総額 1,819百万円
 関係会社との営業取引以外の取引高の総額 775百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	2,410	981	175	3,217

(注) 自己株式（普通株式）の株式数の増減は下記によるものであります。

単元未満株式の買取りによる増加	0千株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	981千株
譲渡制限付株式報酬の付与による減少	119千株
新株予約権の行使による減少	56千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損の否認及び繰越欠損金等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)学研 教育ホール ディングス	東京都 品川区	10	グループ 経営管理	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の援助	※3 資金の貸付 貸付金の回収	600 422	短期貸付金 長期貸付金	725 8,061
							※3 利息の受取	34	—	—
子会社	(株)学研 エデュケーシ ョナル	東京都 品川区	50	教室・塾 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※1 資金の借入 借入金の返済	— —	短期借入金	887
							※3 利息の支払	1	—	—
子会社	(株)Gakken	東京都 品川区	50	出版 コンテンツ 事業 園・学校 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の援助 資金の借入	※3 資金の貸付 貸付金の回収	— —	短期貸付金 長期貸付金	101 813
							※1 借入金の返済	—	短期借入金	1,153
							※3 利息の受取	99	—	—
							※3 利息の支払	78	—	—
子会社	(株)学研 メディカル サポート	東京都 品川区	49	出版 コンテンツ 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※3 資金の借入 借入金の返済	3,100 2,800	短期借入金	2,000
							※3 利息の支払	8	—	—
子会社	(株)地球の 歩き方	東京都 品川区	5	出版 コンテンツ 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※3 資金の借入 借入金の返済	1,600 1,300	短期借入金	1,200
							※3 利息の支払	4	—	—
子会社	アイ・シー・ ネット(株)	埼玉県 さいたま 市中央区	70	その他	100	役員の兼任 債務保証 資金の援助 資金の借入	※2 債務保証	200	—	—
							※3 資金の貸付 貸付金の回収	793 514	短期貸付金 長期貸付金	198 1,060
							※3 利息の受取	4	—	—

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)学研 ココファン	東京都 品川区	90	高齢者 住宅事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 債務保証 資金の援助 資金の借入	※ 2 債務保証	22,659	—	—
							※ 3 資金の貸付 貸付金の回収	— 2,107	短期貸付金 長期貸付金	787 3,517
							※ 3 資金の借入 借入金の返済	1,000 —	短期借入金	1,000
							※ 3 利息の受取	49	—	—
							※ 3 利息の支払	0	—	—
子会社	(株)グランユニ ライフケアサ ービス	京都府 京都市 伏見区	50	高齢者 住宅事業	100	役員の兼任 債務保証	※ 2 債務保証	963	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。また期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※ 1 当社は、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- ※ 2 債務保証は、銀行借入金あるいは建物賃貸借契約に基づく賃料に対して行っております。
なお、保証料は受領しておりません。
- ※ 3 金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	915円22銭
2. 1株当たり当期純利益	60円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。